

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月22日
【会社名】	株式会社ジーフット
【英訳名】	GFOOT CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼社長執行役員 木下 尚久
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目14番1号
【電話番号】	03(5566)8852
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 管理担当兼リスクマネジメント担当 兼経営管理本部長 熊谷 直義
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川一丁目14番1号
【電話番号】	03(5566)8852
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 管理担当兼リスクマネジメント担当 兼経営管理本部長 熊谷 直義
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、2026年5月22日開催の第55期定時株主総会（普通株主による種類株主総会を兼ねております。）において、決議事項が決議され、また、同日付でA種種類株主による種類株主総会の決議及びB種種類株主による種類株主総会の決議があったものとみなされましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

・定時株主総会

(1) 定時株主総会が開催された年月日

2026年5月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

併合の割合

当社株式について、20,000,000株を1株に併合いたします。

本株式併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

2026年6月25日

効力発生日における発行可能株式総数

120株（うち普通株式の発行可能種類株式総数5株、A種種類株式の発行可能種類株式総数50株、B種種類株式の発行可能種類株式総数65株）

第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合に係る併合する株式の種類は普通株式のみとする予定であるため、当社が株式併合等を行う場合に、普通株式、A種種類株式及びB種種類株式の種類ごとに同時に同一割合で行う旨定める現行定款第9条の14（株式の併合または分割、募集株式の割当て等）第1項を削除するものであります。また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の普通株主、A種種類株主及びB種種類株主はいずれもイオン株式会社（以下「イオン」といいます。）のみとなるため、当社が株式又は新株予約権の株主割当権を付与する場合に、普通株主、A種種類株主及びB種種類株主にそれぞれ同時に同一割合で付与する旨定めている同条第2項、並びに、当社が株式又は新株予約権の無償割当てを行う場合に、普通株式、A種種類株式及びB種種類株式についてそれぞれ同時に同一割合で行う旨定める同条第3項は不要となるため、これらを削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は117株（うち普通株式2株、A種種類株式50株、B種種類株式65株）となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第7条（単元株式数）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は120株（うち普通株式の発行可能種類株式総数5株、A種種類株式の発行可能種類株式総数50株、B種種類株式の発行可能種類株式総数65株）となること、かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当該事項に関する現行定款第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）を変更するものであります。

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主はイオンのみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、現行定款第13条（電子提供措置等）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行い、また、現行定款第15条の2（種類株主総会）を変更するものであります。

なお、上記を除く本定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年6月25日に効力が発生するものといたします。

第3号議案 取締役6名選任の件

木下尚久、上山功樹、熊谷直義、瀧田和成、川内由加及び石津卓の6名を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

岡本直登及び米満昭弘の2名を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議決権を行使することができる株主の議決権の総数 425,640個

決議事項	有効 (個)	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成率 (%)	決議 結果
第1号議案	339,746	318,077	5,009	0	93.62	可決
第2号議案	339,746	318,469	4,617	0	93.74	可決
第3号議案						
木下 尚久	339,746	318,465	4,621	0	93.74	可決
上山 功樹	339,746	318,664	4,422	0	93.79	可決
熊谷 直義	339,746	318,501	4,585	0	93.75	可決
瀧田 和成	339,746	318,741	4,345	0	93.82	可決
川内 由加	339,746	318,477	4,609	0	93.74	可決
石津 卓	339,746	318,628	4,458	0	93.78	可決
第4号議案						
岡本 直登	339,746	318,952	4,134	0	93.88	可決
米満 昭弘	339,746	318,997	4,089	0	93.89	可決

(注) 上記各議案の可決要件は以下のとおりです。

第1号議案及び第2号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案及び第4号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

定時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、定時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

普通株主による種類株主総会

(1) 普通株主による種類株主総会が開催された年月日

2026年5月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

上記「 .定時株主総会」(2)第1号議案のとおりです。

第2号議案 定款一部変更の件

上記「 .定時株主総会」(2)第2号議案のとおりです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議決権を行使することができる普通株主の議決権の総数 425,640個

決議事項	有効 (個)	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成率 (%)	決議 結果
第1号議案	339,748	317,654	5,434	0	93.50	可決
第2号議案	339,748	318,056	5,032	0	93.62	可決

(注) 上記各議案の可決要件は以下のとおりです。

議決権を行使することができる普通株主の議決権の3分の1以上を有する普通株主の出席及び出席した当該普通株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

(4) 議決権の数に種類株主総会に出席した種類株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

普通株主による種類株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の普通株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、普通株主による種類株主総会当日出席の普通株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

. A種種類株主による種類株主総会

A種種類株主による種類株主総会は、会社法第319条第1項及び第325条に基づき、種類株主総会の決議の省略を行っております。

(1) A種種類株主による種類株主総会決議があったものとみなされた年月日

2026年5月22日

(2) 決議事項の内容

議案 定款一部変更の件

上記「. 定時株主総会」(2)第2号議案のとおりです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議決権を行使することができるA種種類株主の議決権の総数 50個

決議事項	有効 (個)	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成率 (%)	決議 結果
定款一部変更の件	50	50	0	0	100.00	可決

(注) 上記議案の可決要件は以下のとおりです。

議決権を行使することができるA種種類株主の議決権の3分の1以上を有するA種種類株主の出席及び出席した当該A種種類株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

. B種種類株主による種類株主総会

B種種類株主による種類株主総会は、会社法第319条第1項及び第325条に基づき、種類株主総会の決議の省略を行っております。

(1) B種種類株主による種類株主総会決議があったものとみなされた年月日

2026年5月22日

(2) 決議事項の内容

議案 定款一部変更の件

上記「. 定時株主総会」(2)第2号議案のとおりです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議決権を行使することができるB種種類株主の議決権の総数 65個

決議事項	有効 (個)	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成率 (%)	決議 結果
定款一部変更の件	65	65	0	0	100.00	可決

(注) 上記議案の可決要件は以下のとおりです。

議決権を行使することができるB種種類株主の議決権の3分の1以上を有するB種種類株主の出席及び出席した当該B種種類株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

以上